

徳島県告示第二百二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があつた。

令和七年四月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類		廃止の届出		廃止	
名称	所在地	名称	所在地	種類	の受理日	年月日	の受理日	年月日	年月日
医療法人平成博愛会 特定非営利活動法人 どりーまあサービス	徳島市末広二丁目一番八〇号	ひだまり訪問看護ステーション	徳島市国府町早淵三五一 サンシティ国府	訪問看護	令和七年三月六日	令和七年二月二十八日	令和七年三月二十九日	令和七年三月一日	
同	勝占町惣田九番地	平成アメニティ	同 勝占町惣田一七一	短期入所生活介護	同 一月二十九日	同 三月一日			